

公共用地境界確定協議依頼要領

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 この公共用地境界確定協議依頼要領（以下「要領」という。）は石川県の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う測量作業の一環として、公共用地境界確定協議依頼業務を委託に付する場合の実施の要領を示すものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において「公共用地」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 道路敷〔道路法（昭和27年法律第180号）の適用をうけているもの。〕
- 二 河川敷〔河川法（昭和39年法律第167号）の適用をうけているもの。〕
- 三 里道敷
- 四 水路敷
- 五 その他の公共用地等

第 2 章 調査等の準備

(準備打合せ)

第3条 受注者は、公共用地境界確定協議を行うに当たっては、調査職員と準備打合せを行い、本業務の概要、協議依頼を必要とする土地等、または依頼地土地所有者、相隣地土地所有者、地元役員等（以下「土地所有者等」という。）その他本業務実施上必要な事項について把握するものとする。

第4条 受注者は、調査職員と同行のうえ、または調査職員の指示を受け、公共用地管理者（以下「管理者」という。）と本業務を実施するうえに必要な事項について打合せを行うものとする。

- 2 前項に定める管理者との打合せの結果に基づき、調査職員の指示により必要な書類、図面等を作成するものとする。

(立入り及び立会い)

第5条 受注者が公共用地の調査を行うにあたっては、この要領に基づき、公共用地境界確定協議依頼書（様式第1）を作成し、管理者に依頼して、当該管理者の立会いを得なければならないものとする。

- 2 受注者は、前項に基づく立会いを得たときは、立会人名簿（様式第2）を作成するものとする。

(依頼書の添付図書作成)

第6条 公共用地境界確定協議依頼書の添付図書は、次の各号により作成する。

一 現況実測平面図

縮尺は1／250から1／500までの間で、現況を表示するものとし、当該依頼箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を明らかにし、次の事項を記入したものとする。

イ 郡市町字名及び地番

ロ 測量年月日及び測量者の資格、氏名及び押印（製図者が別の場合はその者の資格氏名及び押印を含む。）

二 横断面図

縮尺は1／50から1／100程度のものとし、地形に応じて必要箇所について作成した図面に、その測量の年月日及び測量者の資格、氏名及び押印（製図者が別の場合はその者の資格氏名及び押印を含む。）を受けるものとする。

三 地図及び地積測量図

当該依頼箇所について、共通仕様書第41条に準じて作成する。

四 位置図

縮尺は、当該依頼箇所の位置を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ建物、道路、橋梁、神社、鉄道その他主要な物件を記入した図面に、当該依頼箇所を表示したものとする。

ただし、既刊の地図に当該依頼箇所を表示したものをもって、これに代えることができるものとする。

五 土地登記簿謄本

地図及び地積測量図との照合を行うこととする。

六 その他

調査職員が指示するものとする。

2 受注者は、前項により作成した公共用地境界確定協議依頼書を調査職員を経て、発注者に提出し、その指示を受けるものとする。

第3章 土地の測量及び境界確認等

(地形測量等)

第7条 受注者、公共用地境界確定協議依頼にさきだち、地形測量及び横断測量を行うものとする。

2 受注者は、前項の地形測量及び横断測量を行うときは、次の各号によるものとする。

一 地形測量 トータルステーション等を用いて地形・地物等を測量し、現況実測平面図を作成する。

二 横断測量 公共用地についてトータルステーション等により水準測量を行い、横断面図を作成する。

(公共用地境界協議確定図の作成等)

第8条 受注者は、公共用地の測量にさきだち調査職員の指示により、土地所有者等及び管理者の立会を求め、調査区域内の公共用地について付近の地形、地物等を考慮し、土地所有者等及び管理者の間で公共用地境界確定協議が成立したときは、境界杭（木杭等）を現地の必要箇所に打設するものとする。

2 受注者は、前項の境界杭（木杭等）に基づき公共用地の測量を行ったときは、管理者の定める様式に従い、かつ現況実測平面図を用いて図面（以下「公共用地境界協議確定図」という。）を作成し、調査職員を経て、発注者に提出し、その指示を受けるものとする。

（境界確認等）

第9条 受注者は、前条に基づき土地所有者等及び管理者と立会いを行い、公共用地境界協議確定図を作成したのち、各土地所有者毎又は対象地域毎に、公共用地境界協議確定図を合綴した公共用地境界協議確定書（様式第3）を作成し、土地所有者等に説明し、署名・押印を求めるものとする。

2 受注者は、前項に規定する署名・押印を求めたときは、その結果をすみやかに調査職員に報告するものとし、署名・押印が得られない場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

3 受注者は、第1項の規定により署名・押印を求めた場合は、その都度、土地境界確認説明記録簿（様式第4）を作成するものとし、調査職員を通じ発注者に提出するものとする。

（土地境界確認説明記録簿について）

第10条 第9条第3項に規定する土地境界確認説明記録簿は、共通仕様書第54条第2項に基づき署名・押印を求める場合にも準用するものとする。

（遠隔者に対する措置）

第11条 遠隔者（事業施行地又は発注者が存する事務所から土地所有者の居住地までの片道距離が30キロメートルを越える場合。）に対する公共用地境界協議確定図等の説明、署名、押印については、調査職員の指示をうけるものとする。

様式第1

第 号

年 月 日

(管 理 者) 殿

石川県

〇〇土木事務所長

公共用地境界確定協議依頼書

石川県起業 工事施行に伴い必要となる用地の測量を行うため貴職管理に係る公共用地(敷)
と民有地について、境界確定協議を下記により実施されたく依頼します。

記

- 1 依頼地土地所有者、対側地土地所有者、相隣地土地所有者 住所・氏名
別紙公共用地境界確定協議依頼箇所調書のとおり
- 2 現地立会年月日及び時間
- 3 集合場所
- 4 現地役員等住所・氏名
- 5 当局担当職員氏名、連絡先、電話番号
- 6 測量業者及び担当者名、連絡先、電話番号

添 付 図 書

- イ 現況実測平面図 (S = 1 /) 部
- ロ 横断面図 (S = 1 /) 部
- ハ 地図及び地積測量図 部
- ニ 位置図 (S = 1 /) 部
- ホ 土地登記簿謄本 (依頼地) 各 部
- ヘ その他 部

別 紙

公共用地境界確定協議依頼箇所調書

市
町
郡
村
大字
地内

番号	公共用地の種別	依 賴 地		対 側 地		相 隣 地	
		地 番	所有者住所・氏名	地 番	所有者住所・氏名	地 番	所有者住所・氏名

- (注) ・番号は現況実測平面図番号とする。
 ・所有者が相続に係る場合は相続関係説明図を添付し、相続人全員を列記する。(対側地、相隣地も同じ。)

樣式第 2

立会人名簿

業務名

箇 所 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

公共用地境界協議確定書

年　　月　　日現地会いにより協議した

所有の　　市　　地先の土地と公共用地
(　　)との境界については、別添確定図（平面図及び横断面図）の朱線表示のとおり確定したので、本書を2部作成し各々1部を保有する。

年　　月　　日

管理者名

印

依頼地土地所有者名

(住所)

(氏名)

印

(注) 1 本書と別添図面に割印のないものは無効である。

2 本確定は、公共用地と協議地の境界のみについて行ったものである。

別記2

土地境界確認説明記録簿

用地課長	用地官	専門職	主務係長	主務

説明場所				
説明年月日	年	月	日	時間
出席者	説明者			
	相手方			
説明内容及び質疑				
特記事項				
受注者				

(注) 受注者欄には受注者名を記載し、従事者が署名又は押印すること。